

令和 7 年 4 月 1 日

協力業者の皆様へ

ジェイアール東海建設株式会社

工事下請負契約約款の一部改正について

謹啓

貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は弊社事業に対し何かとご支援を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、弊社では、令和 6 年 12 月の改正建設業法の施行に伴い、建設工事標準下請契約約款（国土交通省）などを参考に、工事下請負契約約款の関係箇所の見直しを行いましたので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

謹白

記

1 主な改正箇所

- ・第 24 条の 2 に「著しく短い工期の禁止」を新設
- ・第 24 条の 3 に「工期等に影響を及ぼす事象に関するおそれ情報の通知等」を新設
- ・第 28 条「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」に第 1 項を挿入
※詳細は別紙「現改比較」を参照

2 実施日

令和 7 年 4 月 1 日以降の契約に適用します。（変更契約を含む）

3 経過措置

令和 7 年 3 月 31 日以前に締結した契約については、令和 7 年 4 月 1 日以降に締結する変更契約から新約款を適用します。

以上

連絡先	営業部	052-453-2505
担当者	関本、水越	

改正工事下請負契約約款 現改比較

改正（令和 7 年 4 月 1 日）	現行（最終改正 令和 2 年 4 月 1 日）	備考
<u>（著しく短い工期の禁止）</u> 第 24 条の 2 甲及び乙は、建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。 2 甲は、工期の変更をするときは、変更後の工期を建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間としてはならない。	新設 新設	・建設業法第 19 条の 5 第 1 項、第 2 項
<u>（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等）</u> 第 24 条の 3 甲は、地盤沈下その他の、乙は、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、相手方に対して、当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。 2 前項の規定による通知をした乙は、請負契約の締結後、当該通知に係る事象が発生した場合には、甲に対して工期の変更、工事内容の変更又は請負代金額の変更についての協議を申し出ることができる。この協議の申し出を受けた甲は、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に応じるよう努めなければならない。	新設 新設	・建設業法第 20 条の 2 第 1 項、第 2 項
<u>（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）</u> 第 28 条 工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不適当となり、これを変更する必要があると認められるときは、甲と乙とが協議して請負代金額を変更する。 2 甲と発注者との間の請負契約において、当該個別工事を含む元請工事の部分について、賃金又は物価の変動を理由にして請負代金額が変更されたときは、甲又は乙は、相手方に対し、前項の協議を求めることができる。	<u>（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）</u> 第 28 条 甲と発注者との間の請負契約において、当該個別工事を含む元請工事の部分について、賃金又は物価の変動を理由にして請負代金額が変更されたときは、<u>甲乙協議して請負代金額を変更することができる。</u>	・建設業法第 20 条の 2 第 3 項、第 4 項 ・「建設工事標準下請契約約款」（国土交通省）第 22 条 1 項、2 項 ・第 1 項を新設し、現行第 1 項を第 2 項へ移動。